

憲法しんぶん速報版

第 129 号

2005 年 11 月 9 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

自民・民主の改憲論批判の大運動を

11・3に各地でシンポや講演会

自民党「新憲法草案」、民主党「憲法提言」発表された直後の 11 月 3 日、各地で憲法会議、「九条の会」などが主催する憲法公布 59 周年のシンポジウムや講演会がひらかれました。これらの中では、明らかにされた自民・民主の改憲案の危険な内容を徹底的に批判する国民的な運動を展開することの重要性が強調されました。

憲法会議 40 年の歴史踏まえ

【東京】 3 日、中央・東京憲法会議が共催したシンポジウムには、会場定員を上回る 230 人が参加。最初にコーディネーターの高田公子・憲法会議代表委員(新婦人会長)が、今年は憲法会議結成 40 周年にあたることを紹介、この間の運動の成果を発展させることをよびかけて討論に入りました。

シンポジウムでは、まず、上田耕一郎・日本共産党副委員長、小沢隆一・静岡大学教授、中村方子・中央大学教授が報告、つづいて、坂本修・自由法曹団団長、隅野隆徳・専修大学名誉教授、石山久男・歴史教育者協議会委員長、金子勝・立正大学教授や救援会、全生連の代表らが発言しました。多くの質問も出され、最後にシンポジスト

自民党新憲法案に 抗議！ 緊急集会

- ◇日時 11 月 22 日 18:30~
(自民党大会開催日)
- ◇会場 星陵会館
- ◇発言 渡辺治(一橋大学教授)
国会議員、各界代表
- コント やひろ劇団
- ◇参加費 500 円
- ◇主催 5・3 憲法集会実行委員会(憲法会議、市民連絡会等)

がこれらに丁寧に答えました。

【大阪】 大阪憲法会議・共同センターは 3 日、「輝け 9 条！ 学習と交流のつどい」を開き、約 1000 人が会場を埋めました。「つどい」では伊勢崎賢治・立教大学教授が記念講演し、国際 NGO 活動の経験をもとに 9 条擁護の

意義を訴えました。交流では、各地の豊かな経験が出され、最後にすべての地域・職場・学園に星の数ほど「九条の会」をつくることや府民過半数の署名を集めるために全力をあげてことを確認しました。

【京都】 京都の憲法会議、自由法曹団、憲法を守る女性の会が主催する「憲法記念秋のつどい」が2日開かれ、**150**人が参加しました。「つどい」では、赤澤史朗・立命館大学教授が靖国神社の歴史的な性格を明らかにし、小泉首相の参拝を厳しく批判しました。また、岩佐英夫・弁護士は改憲の歴史などに触れながら自民党の改憲案の内容を分析・批判しました。

【広島】 実行委員会主催の「11・3憲法のつどい」が開かれ、会場定員を大きく上回る**650**人が参加しました。「つどい」では、加藤周一さんが9条の持つ意義を説得力をもって説き明かし、参加者に大きな励ましを与えました。また、広島マスコミ九条の会の平岡敬さん(前広島市長)や三末司教らもあいさつし、こうした集まりを継続することをよびかけました。

【鳥取西部】 3日、憲法会議主催の講演会が開かれ、**65**名が参加しました。講演会では、ビデオ「9—NINE」の上映の後、元高校教師の本池孟さんが戦争中の教育について、自身の体験をまじえてなまなましく話しました。つづいて、浜田章作・鳥取短期大助教授が「自民党『新憲法』草案と国民投票法案の問題点」と題して講演、自民案が「海外で戦争する国」をめざすものであることを解き明かしました。

創憲会議「新憲法草案」・上

民主党内の1グループで、かつての新護憲の流れを汲む創憲会議は**10月29日**、「新憲法草案」を発表しました。

☆前文(抄) 一、日本国民は、悠久の歴史を通じて、豊かな伝統と独自の文化をつくり上げてきた。われらは、これを継承発展させ、自立と共生の精神に基づく友愛の気風に満ちた国づくりを進める。

一、日本国民は、古来、和の精神に基づき、異文化の摂取および他国との協和に努めてきた。われらは諸国民と手を携え、国際平和の維持に積極的に寄与し、尊厳ある国づくりをすすめる。

☆第二条 何人も、人間として尊重される。国民は、共生と友愛の精神に基づいて、この憲法の定める自由および権利の擁護に努めなければならない。

☆第三条(国際平和主義、軍隊、徴兵制の禁止)①(現行第九条一項)②日本国は、国の独立と主権を守り、国民の生命、自由および財産を保護し、国の領土を保全し、ならびに国際社会の平和に寄与するため、軍隊を保持する。③軍隊の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。④徴兵制は、これを設けない。⑤安全保障に関する事項は、法律でこれを定める。

☆第四条①日本国の国旗は、日章旗である。②日本国の国歌は、君が代である。

☆第五条 日本国の領土は、日本列島およびその付属島嶼である。

☆第十条 天皇は、伝統及び慣習に従い、象徴としての行為を行う。